

509 外国企業支店等開設促進事業

1. 特例を設ける趣旨

経済のグローバル化に伴い、外国企業が我が国に進出する機会も増えていることから、外国企業の職員が支店等の開設準備を行う場合の受入れ要件につき特例措置を設けることにより、外国からの投資拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

2. 特例の概要

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

1の「当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体等が提供した施設」について

地方公共団体等とは、地方公共団体、独立行政法人及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の商法・民法法人に限る。）を指します。

また、当該施設は地方公共団体等が保有している施設に限り、単に貸与されたものを提供することでは認められません。

1(1)について

「地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める」とは、地方公共団体が外国企業に対し、外国企業の日本における事業計画（支店等開設のための計画）の提出を求め、当該事業の実施が確実であり、かつ、特区の目的に資することを認定することを指します。

したがって、施設の提供主体が地方公共団体以外の場合であっても事業の実施が確実であることを地方公共団体が認定する必要があります。

また、「施設を提供するための必要な措置」とは、特区内においてインキュベーションセンター等を有し、地方公共団体が広報誌等を通じて、事業所の提供を希望する企業を募集し、当該企業から事業計画等の提出を求め、

特区内において当該外国企業が活動を行うことが産業の発展に資すること等を判断した上で事業所の提供を行うことを指します。

1(3)について

「相当程度」の「集積」とは、投資活動を行う外国企業が集まり、それにより、投資促進地域として認められるような状況を想定したものです。

1(4)について

特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられますが、基本的には、法の目的である地域の活性化に資する程度の「産業の発展」が見込まれれば足りません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、特定した施設の提供主体に関する情報（名称、所在地、当該機関の保有する施設の概要）を明示すること。
- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、1(1)から(3)に該当することを判断した根拠を示す内容を明記すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 2 3 幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例事業

1 . 特例を設ける趣旨

近年の少子化や過疎化の進行等の事情により、幼児がその同年齢帯の幼児とともに活動する機会を確保することが困難となっている地域において、幼児の社会性を涵養し、その心身の健全な育成を図るため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号。以下「共用化指針」という。)に基づき設置された施設において、幼稚園と保育所の保育室を共用することができるよう、特例を設けるものです。

2 . 特例の概要

共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを可能とします。

- (1) 共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること
- (2) 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること
- (3) 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること
- (4) 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること
- (5) 共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること

3 . 基本方針の記載内容の解説

「経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少」について
少子化や過疎化の進行等により乳幼児の数が減少していることを挙げたものです。

「その他の事情」について
当該特定事業に対する地域住民のニーズが強いことや今後、経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児の数が減少する見込みがあることなどに対応で

きるようにしたものです。

「「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設」について

保育所と幼稚園を合築、併設、同一敷地内に設置し、施設の共用化等を行っている施設のことです。

「共用する保育室は、幼児（幼稚園児・保育所児）数の合計により、児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること」について

幼児の処遇が低下することのないよう、当該保育室において、合同活動を行う幼稚園児及び保育所児の合計数を基に、保育所の面積基準や職員の配置基準を適用することとするものです。

「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例）の認定を受けること」「幼児の保育・教育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること」について

当該規制の特例措置は、構造改革特別区域基本方針別表1の807に規定する幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動事業が、当該特区計画に記載され、認定された場合に適用されるものです。

この807の特例により、幼稚園教諭と保育士の兼務が可能となりますが、この場合、職員は、幼稚園児と保育所児を同時に保育することとなることから、幼稚園教諭免許と保育士資格をいずれも所有し、かつ、幼稚園、保育所いずれもの職員であることを求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

8 2 4 外国留学時認定可能単位数拡大事業

1．特例を設ける趣旨

高校生が外国の高等学校に留学した際の修得単位を、国内の高等学校等における修得単位として認定する際の認定可能単位数の上限を拡大することにより、外国の高等学校と我が国の高等学校等の円滑な交流を促進し、多様化する高等学校教育に対応し、その充実に資するとともに、グローバル化の進展に対応して、国際社会を生きる教養ある日本人の育成に資するものです。

2．特例の概要

校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている現行制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、構造改革特別区域計画を実施するに当たり、36 単位までの修得単位の認定を可能とします。

3．基本方針の記載内容の解説

- ・「外国の高等学校」とは、外国における正規の後期中等教育機関をいいます。
- ・「教育上特に配慮が必要な事情」とは、更なる国際化への対応のためには、現行の外国への留学時の認定可能単位数の上限である 30 単位では、外国における学修や生活などの経験を適切に評価することが難しくなる場合などを想定していますが、具体的には当該地方公共団体の判断によります。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、認定しようとする単位数、教育上特に配慮が必要である事情について記載すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 2 5 学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業

1．特例を設ける趣旨

不登校児童等の特別なニーズに対応した教育を行うことの重要性に鑑み、NPO法人がこれを行う学校を設置する場合に、これまでの活動を活かしつつ充実した教育が行われるよう、教員配置に関して各学校の設置基準の弾力的運用を可能とします。

2．特例の概要

NPO法人が不登校児童生徒等の特別なニーズに対応した教育を行うための学校を設置し、その特別なニーズに対応するため当該学校の教員配置を弾力化する必要がある場合には、設置基準上の「特別の事情」に該当し得るものとして、1人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とします。

3．基本方針の記載内容の解説

当該規制の特例措置は、8 1 7の規制の特例措置（学校設置非営利法人による学校設置事業）が当該特区計画に記載され、認定された場合に適用されるものです。

今回の特例措置は、小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条に関する部分であり、NPO法人が不登校児童生徒等に対する教育を行うための学校を設置する場合、その他の基準も含め、設置基準を満たす必要があります。

そのほか、8 1 7の規制の特例措置に関する記述を参照して下さい。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置を適用すべき理由を明記して下さい。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 2 6 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する IT 等の活用による学習機会拡大事業

1．特例を設ける趣旨

本事業は、高等学校全日制課程の生徒であって学習意欲があるにもかかわらず、在学途中から何らかの事由により不登校状態になった者に対し、IT 等を活用した学習を指導の一部として認めることにより、学習の機会を充実するものです。

2．特例の概要

全日制課程において在学途中から不登校状態になった生徒に、通信制課程における教育課程の特例を適用し、IT 等を活用した学習を行うことを認めることにより、学習の意欲はありながら登校できない生徒が原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することを可能とします。

3．基本方針の記載内容の解説

・「不登校状態」とは、学校生活への適応が困難であるため、相当期間学校を欠席している状態にあると認められる生徒をいいます。また、「相当期間」については、小・中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が1つの参考となりますが、その判断は、当該学校を所管する地方公共団体の判断によります。

・「IT等の活用による学習」とは、具体的には、ラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して計画的かつ継続的に行われる学習を指します。こうした学習を不登校状態にある生徒が行い、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められた場合には、学校が各教科・科目、特別活動における指導の一部として扱い、卒業に必要な単位数20単位を上限として単位を与えるものです。

なお、多様なメディアを活用した指導方法を取り入れた場合でも、対面による指導を十分に確保することが望まれます。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし。(個別の特区計画の認定に当たっては、当該特区計画が憲法・教育基本法の理念、学校教育法に示された学校教育の目標を踏まえていることが必要である。)

5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

8 2 8 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

1．特例を設ける趣旨

特区において、大学の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2．特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとするものです。

3．基本方針の記載内容の解説

「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等の理由により物理的に運動場を設けるために必要な面積の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

「運動場を設けるために必要な面積の土地」

法令上は運動場を設けるために必要な土地の面積についての基準はありません。このため、どの程度の面積であれば、運動場のための土地の面積として不足していることになるのかについては、学生数など個々の大学の実態に則して判断することになります。

「大学の設置等」について

大学の設置等とは、大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更のことをいいます。

「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特例措置の適用後も当該大学における各学部・学科の教育研究上の目的を

達成することが可能であることが前提となりますが、具体的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

「運動場を設けることと同等と認められる措置」について

このような措置としては、例えば、体育館の借用契約の締結やスポーツクラブとの優先利用契約の締結などが考えられます。

また、これらの施設については、自己所有である必要はなく、借用でも構いませんが、例えば、学生や教員が使用したい時に、当該大学の学生・教員以外の者がその施設を使用しているためにそれができないという事態が生じないようにするなど、現行制度における運動場（自己所有であることが前提）が有する機能に着目した配慮がなされることが必要です。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5．当該特例に関して特に重要な添付書類

特になし

8 2 9 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

1．特例を設ける趣旨

特区において、大学の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2．特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとするものです。

3．基本方針の記載内容の解説

「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等の理由により物理的に空地を設けるために必要な面積の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

「空地を設けるために必要な面積の土地」

法令上は空地を設けるために必要な土地の面積についての基準はありません。このため、どの程度の面積であれば、空地のための土地の面積として不足していることになるのかについては、学生数など個々の大学の実態に則して判断することになります。

「大学の設置等」について

大学の設置等とは、大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更のことをいいます。

「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特例措置の適用後も当該大学における各学部・学科の教育研究上の目的を

達成することが可能であることが前提となりますが、具体的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

「学生が休息その他に利用するのに適当な環境」について

このような環境としては、例えば、校舎の屋上や校舎内に学生が休息等に利用するのに適当な設備を設けた場所などが想定されるところですが、このような環境についても、自己所有である必要はなく、最終的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5．当該特例に関して特に重要な添付書類

特になし

8 3 1 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業

1 . 特例を設ける趣旨

既存の幼稚園・保育所の施設の一部を転用する等により、保育室の共用化の特例を適用した合同活動の実施がしやすくなるよう、823・921の特例の認定を受けて幼稚園と保育所の保育室を共用化する場合であって、教育・保育の実施上支障がない場合においては、幼稚園の園舎面積の算定方法の特例を設けるものです。

2 . 特例の概要

地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、特区の認定後、幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園（823・921の特例の認定が必要）においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算することができるものとします。

3 . 基本方針の記載内容の解説

「幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情」について

特例が適用される地域の例として、少子化等により幼児数が減少し、または都市化等により幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少していることを挙げたものです。その他の事情としては、保護者から当該特定事業の実施の要望が特に多いことなどを想定しており、地方公共団体の事情に応じ幅広く対応できるようにしたものです。

「823・921の特例の認定を受けて保育所を共有する幼稚園」について
当該規制の特例措置は、構造改革特別区域基本方針別表1の823及び921に規定する「幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例事業」が、当該特区計画に記載され、認定されることを前提とするものです。

なお、823及び921と本特例を同時に申請することは可能です。

「幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用化部分を含めて計算することができるものとする。」について

幼稚園設置基準別表第1に定める幼稚園の園舎の面積および別表2に定める運動場の面積については、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」(平成10年)に基づき、幼稚園の専有面積および保育所との共用部分のうち、幼稚園と保育所の専有面積により按分して得られた部分の面積を加えた面積で計算することとされていますが、本特例の認定を受けた場合は、幼稚園の専有面積に加え、幼稚園と保育所の共用部分全体の面積を含めて計算してよいこととします。(図1参照)

なお、本特例は、認可面積の計算に際しての特例であり、実際の管理運営等については、従前通り、共用化部分を按分して管理することとなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

本特例は、幼稚園の面積基準に関する特例であるため、幼稚園と保育所それぞれの専有面積や共用する部分の面積等を明示した幼稚園と保育所の施設の見取図等を記載または添付してください。また、幼稚園の認可上必要な面積については、幼稚園の学級数に応じて決まるため、幼稚園の学級数及び幼児数(定員)についても記載または添付してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

(図 1) 特例措置による面積計算のイメージ

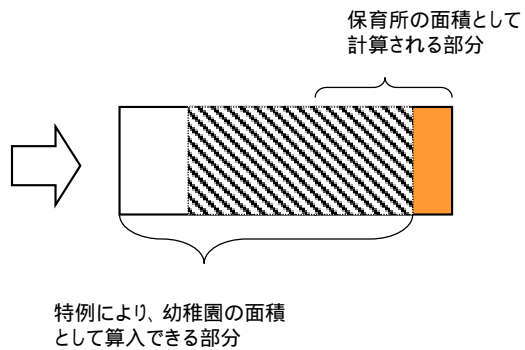
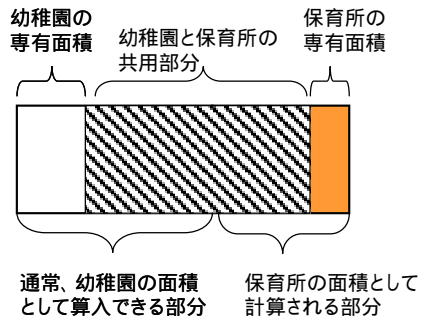
特例の適用前

単位㎡	占有	共用	計
幼稚園	100	120	220
保育所	100	120	220
計	200	240	440

特例の適用後

単位㎡	占有	共用	計
幼稚園	100	240	340 (220)
保育所	100		220
計	200		440

共用部分全体を幼稚園の認可面積とみなして計算する。



8 3 2 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

1. 特例を設ける趣旨

この事業は、構造改革特区制度の下で、一定の場合について大学設置基準等に求める校舎等に関する基準を適用しないこととすることで、従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育などの社会的な要請に応える大学の設置を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その地域内にインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると判断して、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

「インターネット大学」とは、「通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。したがって、卒業要件となるスクーリングや実験に当たって学生の登校を求めるなど、インターネットによる授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要がありますので、今回の特例措置の対象からは外れることになります。

また、「インターネット大学院大学」とは、「通信教育を行う研究科のみを置く大学院大学(学部を置くことなく、大学院のみが置かれている大学を指します。)であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で

授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。

インターネット大学及びインターネット大学院大学について、「教育研究に支障がない」とは、インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等であり、具体的には例えば以下のような実態を備えていることを指します。

通信障害が発生した場合に、ただちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることのできる体制を有していること

コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することができるよう、原則として 24 時間態勢でのサポートが可能なヘルプデスク機能を有していること

チューター、メンターなどのいわゆるティーチングアシスタントを備え、授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、教員と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を有していること

インストラクショナル・デザイナーなどの専門的人材が、インターネットによる授業の設計、配信等に関与する体制を有していること

特に学部段階の学生を対象とするインターネット大学については、対面でのコミュニケーションによる教育効果に考慮して、当該大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等施設を有していること

なお、インターネット大学及びインターネット大学院大学の設置に当たっては、通常の大学設置審査を経由する必要がありますので、ご注意ください。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

「特例措置の内容」として、当該地域でインターネットを利用した大学教育を推進することが必要とされる理由、及び、設置しようとするインターネット大学またはインターネット大学院大学が、「教育研究に支障がない」体制を備えているものと認められる理由について記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を可能とします。

- (1) 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- (2) 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること
- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること

3. 基本方針の記載内容の解説

「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」

例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うことなどを想定しています。

「調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

「現行の調理業務の委託・受託に係る基準」

この調理業務の委託・受託に係る基準とは、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を指しています。

「食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、発出予定の食育

に関する通知や、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

9 2 1 幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例事業

1 . 特例を設ける趣旨

近年の少子化や過疎化の進行等の事情により、幼児がその同年齢帯の幼児とともに活動する機会を確保することが困難となっている地域において、幼児の社会性を涵養し、その心身の健全な育成を図るため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年文初幼第476号・児発第130号。以下「共用化指針」という。)に基づき設置された施設において、幼稚園と保育所の保育室を共用することができるよう、特例を設けるものです。

2 . 特例の概要

共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを可能とします。

- (1) 共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること
- (2) 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること
- (3) 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること
- (4) 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること
- (5) 共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること

3 . 基本方針の記載内容の解説

「経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少」について

少子化や過疎化の進行等により乳幼児の数が減少していることを挙げたものです。

「その他の事情」について

当該特定事業に対する地域住民のニーズが強いことや今後、経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児の数が減少する見込みがあることなどに対応できるようにしたものです。

「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設」について

保育所と幼稚園を合築、併設、同一敷地内に設置し、施設の共用化等を行っている施設のことです。

「共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること」について

幼児の処遇が低下することのないよう、当該保育室において、合同活動を行う幼稚園児及び保育所児の合計数を基に、保育所の面積基準や職員の配置

基準を適用することとするものです。

「幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動事業（幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例）の認定を受けること」「幼児の保育・教育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること」について

当該特例措置は、構造改革特別区域基本方針別表1の807に規定する幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動事業が、同一の特区計画に記載され、認定された場合に適用されるものです。

この807の特例により、幼稚園教諭と保育士の兼務が可能となりますが、この場合、職員は幼稚園児と保育所児を同時に保育することとなることから、幼稚園教諭免許と保育士資格をいずれも所有し、かつ、幼稚園、保育所いずれもの職員であることを求めるものです。

「共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること」について

共用する保育室は、構造改革特別区域計画の認定を申請する際に設定する当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理することとするものです。

なお、合同活動を行う各保育室の幼児数が増減しても、共用する保育室全体における合同活動を行う保育所児及び幼稚園児の定員数の合計数の範囲内である限りは、改めて按分する必要はなく、財産処分の手続きは必要ないこととしています。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・共用する保育室が、幼児（幼稚園児・保育所児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていることを示すため、共用する保育室の面積、共用する保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児の定員（複数の保育室で共用化を実施する場合はそれぞれの保育室の定員）、合同活動の実施人数、職員配置等
- ・幼児の保育に直接従事する職員が、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していることを示すため、併任辞令の発令状況等
- ・合同活動の内容が、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであることを示すための指導計画等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

面積・職員配置については、特区計画に記載事項した内容を補完する図面等を、合同活動の内容については、指導計画等を添付していただきたいと考えております。

9 2 5 日額単位を適用した施設訓練等支援実施事業

1. 特例を設ける趣旨

支援費制度における施設訓練等支援について日単位利用を可能とすることによって、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供とすることを目的としています。

2. 特例の概要

現行では、施設訓練等支援費は、月額単位で算定されますが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とします。

- (1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画(個別支援計画)を作成すること
- (2) 本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の施設についてのみ実施すること

3. 基本方針の記載内容の解説

構造改革特別区域第4条第3項に基づく関係市町村及び特区内の施設との必要な調整とは、以下のことを言います。

- (1) 本特例措置を実施するに当たっては、市町村において、支給決定の際にサービスの支給量を明確にすることを始め、給付管理、審査・支払等事務が煩雑になることが予想されるため、都道府県が本特例措置の実施主体となる場合は、関係市町村と十分な調整を行い、合意を得ること。
- (2) 本特例措置を実施するに当たっては、施設において、日単位での施設支援計画の策定を初め、他の利用者との利用調整、支援費請求事務等が煩雑になることが予想されるため、特区内の施設と十分な調整を行い、本特例措置によりサービスを提供する施設の合意を得ること。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当初から本特例措置の適用を受けることを想定している施設について、以下を記載すること。

施設の設置主体名及び所在地
施設の種別、名称及び所在地

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9 2 6 日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業実施事業

1. 特例を設ける趣旨

支援費制度における指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助について日単位利用を可能とすることによって、利用者のニーズに応じて柔軟にサービスを提供可能とすることを目的としています。

2. 特例の概要

現行では、知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は、月額単位で算定されますが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とします。

- (1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと
- (2) 月単位で利用する利用者と日単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にすること
- (3) 本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の事業者についてのみ実施すること

3. 基本方針の記載内容の解説

構造改革特別区域第4条第3項に基づく関係市町村及び特区内の施設との必要な調整とは、以下のことを言います。

- (1) 本特例措置を実施するに当たっては、市町村において、支給決定の際にサービスの支給量を明確にすることを始め、給付管理、審査・支払等事務が煩雑になることが予想されるため、都道府県が本特例措置の実施主体となる場合は、関係市町村と十分な調整を行い、合意を得ること。
- (2) 本特例措置を実施するに当たっては、事業者において、他の利用者との利用調整、支援費請求事務等が煩雑になることが予想されるため、特区内の事業者と十分な調整を行い、本特例措置によりサービスを提供する事業者の合意を得ること。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業者について、以下を記載すること。

法人名及び所在地

地域生活援助事業所の名称及び所在地

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1205(1214) 重量物輸送効率化事業

1. 特例を設ける趣旨(4~5行程度)

特区において、輸送の効率化を図るため、車両総重量の許可限度及び保安基準に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要(4~5行程度)

特区において、規制の特例措置を受けようとする運送事業者等が特殊車両通行許可申請を行う際に、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令に定める一般的制限値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン)を超えない車両で、かつ、費用の負担等の道路を適切に管理するための措置が、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合には、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量について「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可するとともに、当該許可を受けることが確実にであると各道路管理者により確認された車両については、各運輸局長は、従来長大又は超重量で分割不可能な単体物品輸送する場合に適用してきた車両総重量に係る保安基準の特例を、これに限らず、適用するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「橋、高架の道路その他これらに類する道路」としては、例えば、ボックスカルバート等の構造物があります。
- ・ 「維持、修繕その他の管理」としては、例えば、補修、補強工事等があります。
- ・ 「必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること」としては、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合には、当該超過分に係る費用を負担することが想定されます。
- ・ 「道路管理者に報告すること等」としては、実施主体又は特区計画作成団体による道路パトロールの実施、道路管理者と連携した指導取締の実施などの道路の適切な管理のために必要な行為を想定していますが、具体的な内容については、特区計画作成団体が作成することとなります。
- ・ 「特殊車両通行許可を受けることが確実にであることを道路管理者により確認された車両」としては、道路管理者が当該車両について特殊車両通行

許可に係る車両総重量規制の緩和要件を満たしていると判断し、道路管理者が地方運輸局長にその旨の連絡を行った車両をいいます。

- 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし
- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1 2 1 5 地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業

1. 特例を設ける趣旨

宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がなく、地方公共団体が地域活性化等の政策目的に基づいて空き家情報の提供等を推奨する地域を特区として明らかにすることにより、当該政策目的の実現に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものと取り扱うこととします。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、情報提供等の推奨事業の具体的内容を明記すること。
- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、別表1の「地域活性化等の政策目的」の内容及び「消費者利益の保護を損なわない」と判断した根拠を示す内容を明記すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

1. 特例を設ける趣旨

移動制約者の輸送について、タクシー等の公共交通機関による輸送サービスによっては十分な輸送サービスが確保できない場合に対応するため、NPO等が行う福祉有償運送について、セダン型等の一般の車両の使用を可能とするものです。

2. 特例の概要

「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)に基づく福祉有償運送について、地方公共団体が、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、同通知に定める使用車両の限定(福祉車両)にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができることとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

車いすのためのリフト等特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けたいわゆる福祉車両を使用した福祉有償については、構造改革特別区域の認定を受けることなく、上記の通知に基づき道路運送法第80条第1項の許可を受けることができます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1 2 1 7 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業

1．特例を設ける趣旨

レンタカー型カーシェアリングについて、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムの実施を可能とするものです。

2．特例の概要

地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うこととするものです。

3．基本方針の記載内容の解説

「レンタカー型カーシェアリング」とは、道路運送法第80条第2項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいいます。

「環境に配慮した車両」とは、アイドリングストップ車のほか、ハイブリッド車、電気自動車、低燃費・低排出ガス認定車等が想定されます。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし